

商品名(愛称)	納税準備預金
販売対象	個人および法人
期間	定めなし
預入	1. 預入方法 随時預入 2. 預入金額 1円以上 3. 預入単位 1円単位
払戻方法	租税納付にあてる場合に限り、払い戻しができます。
利息	1. 適用金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 2. 利払頻度 毎年、2月と8月の当行所定の日に支払います。 3. 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算とします。
税金	お受け取り利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は課税されます。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税(0.315%)が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	所定の手続により、自動引き落としによる租税納付もできます。
中途解約時の取扱い	—
重要事項	この預金は預金保険の対象となります。 ※当行にお預け入れいただいている他の預金と合算し、元本1千万円までとその利息等が保護対象となります。
その他参考となる事項	1. 租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、その全額につき店頭表示の普通預金利率により計算いたします。 2. 納税貯蓄組合法に基づき結成された組合の組合員の方が、租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合の利息計算期間中の利息は上記1.と同様に計算いたしますが、その利息計算期間中における払戻合計額が納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。 3. 当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先: 全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109または03-5252-3772